

中央環境審議会地球環境部会の小委員会の設置について

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定）に基づき、中央環境審議会地球環境部会の小委員会について、次のとおり決定する。

1. 中央環境審議会地球環境部会（以下「部会」という。）に、炭素中立型経済社会変革小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。
2. 小委員会においては、炭素中立型の経済社会変革の道筋の全体像、特に地域社会が主体的に進める脱炭素の取組の後押しや、国民一人ひとりの理解促進、暮らしの変革などの具体策の検討を行う。
3. 部会に設置する小委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。